

「中堅・中小規模上場企業向け事例集」を公表へ

内部統制報告制度の 見直しの方向性が明らかに

内部統制報告制度の見直しの主な内容が10月28日に開催された企業会計審議会の内部統制部会（部長：八田進二青山学院大学大学院教授）で明らかとなった。たとえば、業務プロセスにおける評価の簡素化については、影響の重要性等を勘案し、運用状況の評価をローテーションによることが可能であることを明確化するなど、事務負担やコストを軽減するための見直しを行う。また、主に中小規模の上場企業向けの運用ルールを簡素化・明確化した「中堅・中小規模上場企業向け事例集」（仮称）も公表する。

今回の特集では、内部統制報告制度の見直しの主な内容をお伝えする。なお、次回（11月25日開催予定）の内部統制部会において「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」案が示される予定。金融庁は、その後、パブリックコメントに付すとしている。

評価方法や手続等の簡素化・明確化へ

内部統制部会では、内部統制報告制度について事務負担やコスト負担の軽減などを考慮した見直しを行っている（本誌356・357・370号参照）。10月28日開催の同部会では、内部統制報告制度の見直しの主な内容が明らかにされている（今号6頁以下参照）。

売上高の概ね3分の2を下回ることも

全社的な内部統制の評価方法の簡素化では、前年度の評価が有効であり、かつ、重要な変更がなければ、前年度における内部統制の運用状況の評価結果の利用が可能である旨を追加する。

業務プロセスに関しては、内部統制の整備および運用状況について、前年度の評価が有効であり、重要な変更がない場合であれば、事業拠点の評価範囲の絞込みを認める方向。売上高の概ね3分の2を相当程度下回ることもあり得ることになる。また、業務プロセスにおける評価の簡素化では、影響の重要性を勘案し、運用状況の評価をローテーションによることが可能であることを明確化する。前年度の整備状況の評価が有効であれば、前年度の整備状況の評価の

利用が可能であることも明確化する。

経営者が行ったサンプリングも利用可

サンプリングの合理化・簡素化については、監査人が、経営者が行ったサンプリングのサンプルやその評価結果について、一定の場合に、その全部または一部を自らのサンプルとして利用できることとする。一定の場合とは、サンプリングの取り方が無作為に抽出されていることが確認されていることなどが該当する模様だ。

また、IT業務処理統制の運用評価の簡素化も行う。重要な変更がない場合には、毎年の運用状況のテストを実施せず、ローテーションにより実施することが可能である旨を明確化する。

親会社からの一定の情報で監査可能に

情報が得られにくいとの指摘がある持分法適用会社については、親会社から入手する一定の情報等をもって、評価・監査に利用可能であることを明確化する。一定の情報等については、金融庁が作成する予定の「中堅・中小規模上場企業向け事例集」（仮称）で明確化する方向だ。